

千葉県船舶の係留保管の適正化に関するマスタープラン（第2次）

平成24年12月28日

平成29年12月28日 改訂

1 趣 旨

（1）計画の目的

水域関係法令の適切な運用と総合的かつ効率的な施策の展開を行うことにより、千葉県内の公共の水域における全船舶の係留保管の適正化を図り、もって魅力ある水辺環境の構築を目指すことを目的とする。

（2）計画の期間

平成25年1月1日から平成34年12月31日までの10年間とする。

（3）計画の対象

千葉県内の全公共の水域に係留される全ての船舶

2 計画策定の背景

（1）多数の放置船舶

千葉県全域で約3,000隻の放置船舶が確認されている。特に東京湾域に集中している。

地域別放置船舶数 (単位：隻)

	東京湾	内 房	外 房	九十九里越	内水面	計
平成29年1月	1,791	651	102	70	330	2,950
平成13年11月	2,913	1,020	281	325	1,264	5,803
増減	△1,116	△369	△179	△255	△934	△2,853

（2）水域管理の錯綜

水域管理においては多数の法令、組織が関わっていることから、効率的かつ効果的な水域管理が困難な現状にある。

水域管理法令等及び管理組織

管理区域	管理法令等	部局及び管理事務所	備 考
港湾区域	港湾法 千葉県港湾管理条例	県土整備部港湾課 港湾事務所 土木事務所	
河川区域	河川法 千葉県河川管理条例	県土整備部河川環境課 土木事務所	

海岸区域	海岸法 千葉県海岸管理規則	農林水産部耕地課 農業事務所	農林水産省農村振興 局所管海岸
		農林水産部森林課 林業事務所	海岸県有保安林のみ
		農林水産部水産局漁港課 漁港事務所	農林水産省水産庁所 管海岸
		国土整備部港湾課 港湾事務所 土木事務所	国土交通省港湾局所 管海岸
		国土整備部河川環境課 土木事務所	国土交通省水管理・ 国土保全局所管海岸
一般海域	国有財産法 国土交通省所管国有 財産管理規則	国土整備部用地課 土木事務所	海底のみ
漁港区域	漁港漁場整備法 千葉県漁港管理条例	農林水産部水産局漁港課 漁港事務所	
適正化区域 重点適正化 区域	千葉県プレジャーボ ートの係留保管の適 正化に関する条例	国土整備部河川環境課 港湾事務所 土木事務所 漁港事務所	

3 施策課題

(1) 放置船舶

平成13年11月と平成29年1月の調査を比較すると、放置船舶は約2,800隻減少したが、なお約3,000隻もの放置船舶が確認されている。地域的には、東京湾と内房で大きく減少したが、内水面では横ばいになっている。それぞれの地域の状況に応じた対策の強化が必要である。

(2) 水域管理

水域管理法令が多岐に渡り、迅速かつ統一的な対応が難しいことから、効率的な施策展開を図る必要がある。

(3) 係留保管場所の確保

船舶の係留保管場所の確保については、原則として船舶所有者等の自己責任であることから、船舶所有者等の係留保管場所確保の意識を高めるため、船舶所有者等に対するモラルの向上、啓発を行い、適正な船舶の係留保管の促進を図る必要がある。

(4) 暫定係留保管場所等の拡充

係留保管場所が不足している地域においては、船舶所有者等による係留保管場所確保には限界があるため、水域管理法令による暫定係留場所の許可の拡充や、民間施設における係留保管能力の拡充を図る必要がある。

4 基本目標

(1) 係留保管の適正化

船舶所有者等へマリーナなど船舶の係留保管場所の確保を促し、啓発活動を行うことによりマナーの遵守、モラルの向上に努めるとともに、係留保管施設の確保を図り、船舶の係留保管の適正化を促進することにより、放置船舶を平成34年12月までに平成22年9月調査と比較して半減させる。

地域別放置船舶数

(単位：隻)

	東京湾	内房	外房	九十九里嶺子	内水面	計
平成34年12月目標	960	450	110	55	160	1,735
平成22年9月	1,912	920	199	121	322	3,474
増減	△952	△470	△89	△66	△162	△1,739

水域管理区分別放置船舶数

(単位：隻)

	港湾	河川	海岸	漁港	計
平成34年12月目標	1,040	490	160	45	1,735
平成22年9月	1,996	1,024	369	85	3,474
増減	△956	△534	△209	△40	△1,739

船舶種類別放置船舶数

(単位：隻)

	プレジャーボート	その他	計
平成34年12月目標	850	885	1,735
平成22年9月	1,701	1,773	3,474
増減	△851	△888	△1,739

(2) 水域管理の効率化

水域管理においては多数の法令、組織が関わっていることから、全庁的な取り組みを進めるとともに、地区ごとの連絡調整会議や水域利用調整会議を活用するなど効率的な水域管理を推進する。

(3) ネットワークの構築

千葉県は水辺環境に恵まれており、これらの利活用が望まれるところであることから、船舶所有者、住民、NPOなどとのネットワークを構築しながら、良好な水辺環境の構築に努める。

5 施策の基本方針

(1) 水辺の適正な利用を促すための施策の展開

マリーナ施設誘致などの船舶の係留保管施設の確保に努めながら、船舶管理にかかる規範の周知、マナーの遵守など秩序ある水域利用に向けた啓発活動を展開する。

① マリーナ施設等の誘致

係留保管施設の収容能力が不足している地区は、民間マリーナ等の活用による一層の係留保管能力の向上について検討する。

なお、民間マリーナ等に対する水域占用許可を行う際には、公共性担保の観点に照らして十分な審査を行う。

② 既存施設の活用

ア マリーナ

プレジャーボートについては、既存のマリーナの空き状況を確認し、積極的に誘導する。

イ 漁港

漁港においては、漁業活動上支障のない範囲で、プレジャーボートの受入れを検討する。

③ 係留保管施設整備

民間資金の活用等を含めた多様な整備手法や、簡易な係留保管方法なども検討し、効率的・効果的な係留保管施設の整備を行い、係留保管能力を拡充する。

④ 秩序ある水域利用に向けた啓発活動

秩序ある水域の利用を促すため、引き続き各種情報媒体を活用して、船舶所有者の自己責任による係留保管場所の確保等、「千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（以下「条例」という。）」に関する広報等を実施する。

(2) 法の適正な運用と総合的かつ効率的な施策の展開

エリア、船舶毎のきめ細かな対応と法の適正な運用、さらに全序的な取り組みにより、放置船舶の解消に努め、適切な水域管理を目指す。

① 法の適正な運用

ア 水域管理法令の適正な運用

水域管理者（公有財産管理者及び条例施行者を含む。以下同じ。）は、各管理法令等に定められている放置船舶対策に関する規定を適切に運用して、船舶の係留保管の適正化を図る。

イ 禁止区域及び適正化区域等の指定

水域管理者は、プレジャーボートの放置等が問題となっている場合には、

必要に応じて、条例に関する事務を所掌する河川環境課と協議して対策を実施する。

また、港湾法、海岸法及び漁港漁場整備法に基づく放置等禁止区域（以下「禁止区域」という。）並びに条例に基づく適正化区域及び重点適正化区域（以下「適正化区域等」という。）の指定については、各法令等の目的にかんがみ、必要があると認められる場合には、重複して指定する。

ウ 監督処分等

(ア) 監督処分

水域管理者は、放置船舶及び工作物（以下「放置船舶等」という。）の所有者を確認できる場合は、放置船舶等の撤去又は移動について指導する。この指導に従わない場合は、行政手続法に基づく意見を述べる機会を経た上で、港湾法、河川法、海岸法及び漁港漁場整備法に基づく監督処分をする。

(イ) 行政代執行

水域管理者は、監督処分による放置船舶等の撤去又は移動を命じ、所有者がこれを履行しない場合には、行政代執行法に基づく代執行を行うことを戒告する。

所有者が戒告を受けて指定の期限までに履行しない場合は、代執行の時期及び代執行に要する概算費用等の通知を経た上で、代執行を行う。この場合、代執行に要した費用は当該所有者の負担とする。

(ウ) 簡易代執行

水域管理者は、放置船舶等の所有者を確認できない場合は、港湾法、河川法、海岸法及び漁港漁場整備法に基づき水域管理者が放置船舶等の撤去又は移動を行うことを公告し、当該措置を行う。

放置船舶等の撤去又は移動した場合は、当該放置船舶等の保管について公告し、公告の日から起算して6カ月を経過してもなお返還できない場合は、処分する。

(エ) 条例に基づくプレジャーボートの移動

条例施行者は、条例に基づき指定した重点適正化区域内にプレジャーボートが放置されている場合は、その所有者に条例に基づき移動することを警告し、当該措置を行う。

プレジャーボートを移動した場合は、当該プレジャーボートの保管について所有者に通知し、又は公告を経た上で、条例第12条第3項の規定に該当する場合は、千葉県プレジャーボート処理委員会の意見を聴いて処分する。この場合、移動、保管及び廃棄に要した費用は当該所有者の負担とする。

(才) 過料

条例施行者は、条例に基づき指定した適正化区域内の水面域がプレジヤーボートの保管場所として使用されている場合は、その所有者に指導及び勧告をする。この指導及び勧告に従わない場合は、条例に基づく過料に処することを検討し、係留保管の適正化を図る。

(カ) 刑事告発

水域管理者は、港湾法及び漁港漁場整備法の規定に違反して、放置船舶等の撤去又は移動を命じた所有者が、これを履行しない場合は、その所有者を刑事告発することを検討し、係留保管の適正化を図る。

工 廃船の処理

廃船の処理については、原則として船舶の所有者が自己責任で行うものであるが、水域管理者が処理する場合は、次のとおり行うものとする。

(ア) 廃船の認定

水域管理者は、廃船を認定し、廃棄物として処理する。

廃船の認定要件（次の二つの条件を満たすこと）

- a 所有者を確知できること。
- b 二以上の機関の関係者又は船舶の価額の評価に専門的知識を有する者の意見を求めた上で、船舶としての本来の機能を喪失しており、かつ回復不可能である（又は回復に不相当な費用、手数を要する）と認められること。

(イ) 所有権が放棄された船舶の処理

所有者を確知できた場合でも、廃船の認定要件のbを満たし、かつ当該所有者が当該船舶の所有の意思を放棄している場合には、当該船舶を廃棄物として処理することができる。この場合、当該船舶の処理にかかる費用は当該所有者の負担とする。

(ウ) 廃船の処理方法

廃船の処理は、水域管理者の判断により、次のいずれかにより行うものとする。

- a 一般廃棄物の処理責任を有する市町村に処理を要請する。ただし、市町村が適正処理困難物として引取りを拒否した場合には、水域管理者が処理を行う。
- b 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第5項の規定による処理として、水域管理者が行う。
- c 河川法、港湾法及び漁港漁場整備法に基づき、水域管理者が行う。

才 暫定係留許可

大量の放置船舶を収容するための恒久的な係留保管施設の整備には相当

の期間を要する。したがって、これらの施設が整備されるまでの間の暫定的な占用許可を与え、許可の相手方に簡易な施設を整備させる手法（暫定係留許可）を積極的に活用し、秩序ある船舶の係留保管の確立と係留保管能力の拡充を目指す。

（ア）暫定係留の定義

暫定係留とは、公共の水域内で当該水域の利用及び保全上支障を及ぼすおそれのない場所に、水域管理者及び地方自治体等の公的主体又は公益性を有するNPO等の民間主体が、船舶の係留用の簡易な仮設的施設（以下「暫定係留施設」という。）を設置し、その一義的な管理及び運営を行うものをいう。

暫定係留施設は、当該水域に存在する放置船舶数に照らし恒久的な係留保管施設の容量が充足した場合には、速やかに廃止されることが前提となる。

（イ）基準の策定

水域管理者は、その管理する水域における暫定係留許可に関する基準を策定する。

基準には、暫定係留許可の可否を決定する基準のほか、許可の手続及び許可期間その他必要な事項を定める。

従来船舶が許可なく係留されていた場所でも、基準を満たす場合は許可することができるものとする。

（ウ）事業用船舶について

事業用船舶については、生業を行うために必要なものであることを踏まえ、優先的に暫定係留を許可することができるものとする。

② 総合的かつ効率的な施策の展開

ア 重点的な対策を実施するエリア

放置船舶対策は、次の（ア）～（エ）の事項を勘案して重点的に対策を実施するエリアを選定して実施する。

（ア）放置船舶の隻数が多いこと。

（イ）市町村その他関係機関から、船舶の係留保管の適正化に関する要望があること。

（ウ）周辺住民等からの苦情等が著しく多いこと。

（エ）国、隣接都県、市町村、その他関係機関との適切な連携を図ることにより、効率的な船舶の係留保管の適正化を図ることができると認められること。

イ エリアごとの対策指針

次の（ア）～（オ）のとおり地域分けをした上で、重点的に対策を実施

するエリアを定め、計画的かつ段階的に対策を実施していく。

(ア) 東京湾

放置船舶問題が顕在化していることから、葛南地区、千葉地区、市原地区、君津地区を最重点エリアとして位置付ける。

この地区においては、放置プレジャーボート等対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）が設置されていることから、本会議等を活用して、放置船舶対策を強化する。

(イ) 内房

東京湾エリアに次いで重点的に対策を講じるエリアとして位置付け、特に放置船舶問題が顕在化している館山地区において、重点的な対策を実施する。

(ウ) 外房

いすみ市において、夷隅川水域利用調整会議が設置され、夷隅川下流域水域利用適正化計画が策定されていることから、夷隅川を外房エリアの先例として、重点的に対策を実施する。

(エ) 九十九里・銚子

銚子地区において、重点的な対策を実施する。

(オ) 内水面

放置船舶が多い香取地区の河川を中心に重点的な対策を実施する。

ウ 船舶ごとの対策指針

(ア) プレジャーボート対策

プレジャーボートについては、条例に基づき策定した「千葉県プレジャーボート係留保管適正化計画」に従い、係留保管の適正化を図る。

(イ) 事業用船舶

事業用船舶については、登録事務を所掌する機関及び漁業協同組合等の関係団体との連携を確保しながら、係留保管の適正化を図る。

(ウ) 漁船

漁船については、原則として漁港区域又は港湾管理者が許可した港湾区域に係留保管場所を確保する。

エ 組織体制

(ア) プレジャーボート等不法係留対策検討委員会

県内の放置船舶問題を総合的に扱う組織である「プレジャーボート等不法係留対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を中心として、効率的な組織体制の構築を図る。

(イ) 連絡調整会議等

a 連絡調整会議

各地区における放置船舶問題については、検討委員会幹事会の下部組織として設置される連絡調整会議を中心として、対策を実施する。

b 作業部会

放置船舶対策に関する具体的な作業については、連絡調整会議の下部組織として設置される作業部会を中心として実施する。

また、個別具体的な案件によっては、関係各課で組織するプロジェクトチームを結成するなど、柔軟に対応する。

(ウ) 水域利用調整会議

地域ごと又は市町村ごとに、県、市町村、警察、海上保安庁、消防、漁業協同組合、港湾関係団体、マリンレジャー関係団体、住民代表などを構成員とする水域利用調整会議を設置し、水面の多角的な利活用を図る。

オ 放置船舶に関する状況の把握

全県的な放置船舶の状況を把握するため、原則として3年ごとに実態調査を実施する。この調査に当たっては、検討委員会事務局が中心となって、水域管理に関する事務を所掌する各機関が協力する。

調査結果の概要は公表し、調査結果は関係機関で共有して、放置船舶対策に役立てる。

③ 制度創設の要望

ア 放置船舶の廃船処分に係る助成制度の創設

今後も放置船舶及び沈没船の発生が見込まれることから、地方公共団体がFRP船リサイクルシステムを活用して行う船舶の廃船処分に対する助成制度の創設を国に要望していく。

イ 小型船舶の保管場所確保義務付け制度の創設

小型船舶購入者に保管場所確保を義務付ける制度がなく、このことが放置船舶発生の一要因となっていることから、船舶の保管場所確保義務付けに関する制度の創設を国に要望していく。

(3) ネットワークの構築

魅力ある水辺環境の創造・保全に向けて、船舶所有者団体、住民団体、NPOなどとの、施策実施に関する連携・協力関係の構築を目指すため、必要に応じて、作業部会のオブザーバー等として、県が実施する放置船舶問題に関する施策に協力を要請する。